

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成22年2月8日

【会社名】 トモニホールディングス株式会社

【英訳名】 TOMONY Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 遠山 誠司
代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者）
柿内 慎市

【本店の所在の場所】 香川県高松市亀井町7番地1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社徳島銀行
取締役常務執行役員総合企画本部長 花岡 武
株式会社香川銀行
総合企画部長兼秘書室長 近石 政義

【最寄りの連絡場所】 株式会社徳島銀行
徳島県徳島市富田浜1丁目16番地
株式会社香川銀行
香川県高松市亀井町6番地1

【電話番号】 株式会社徳島銀行 088-623-3111（代表）
株式会社香川銀行 087-861-3121（代表）

【事務連絡者氏名】 株式会社徳島銀行
取締役常務執行役員総合企画本部長 花岡 武
株式会社香川銀行
総合企画部長兼秘書室長 近石 政義

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 125,506百万円
（注）本届出書提出日において未確定であるため、株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」という。）及び株式会社香川銀行（以下「香川銀行」といい、徳島銀行及び香川銀行を併せて以下「両行」という。）の平成21年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成21年11月9日付で提出いたしました有価証券届出書、平成21年11月27日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成22年1月19日開催の香川銀行の取締役会において新株予約権の取得及び消却が決議され平成22年2月4日付で当該新株予約権が消却されたこと及び平成22年2月5日に両行それぞれの第3四半期に係る四半期報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要領

1 新規発行株式

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

4 組織再編成(公開買付け)に係る割当ての内容及びその算定根拠

(1) 株式移転比率

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

第三部 企業情報

第2 事業の状況

1 業績等の概要

2 生産、受注及び販売の状況

5 経営上の重要な契約等

6 研究開発活動

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第3 設備の状況

2 主要な設備の状況

(2) 連結子会社

3 設備の新設、除却等の計画

(2) 連結子会社

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------------------------|---|
| 普通株式 | 152,880,726株 (注1)(注2)(注3) | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注4) |

(注1) 徳島銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(77,403,870株)及び香川銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(79,810,343株)に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転(注2)において定義する。)の効力発生日(以下「本株式移転効力発生日」という。)の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(225,169株)、香川銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(4,108,318株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合や香川銀行の発行する新株予約権が行使された場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成21年9月14日に開催された両行それぞれの取締役会の決議(株式移転計画の承認)及び平成21年11月25日に開催された両行それぞれの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定であります。

(注3) 両行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に新規上場申請を行う予定であります。

(注4) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

| 種 類 | 発 行 数 | 内 容 |
|------|------------------------------|---|
| 普通株式 | 152,880,726株 (注1)(注2)(注3) | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注4) |

(注1) 徳島銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(77,403,870株)及び香川銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(79,810,343株)に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転(注2)において定義する。)の効力発生日(以下「本株式移転効力発生日」という。)の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(225,169株)、香川銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(4,108,318株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成21年9月14日に開催された両行それぞれの取締役会の決議(株式移転計画の承認)及び平成21年11月25日に開催された両行それぞれの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定であります。

(注3) 両行は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に新規上場申請を行う予定であります。

(注4) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

4【組織再編成（公開買付け）に係る割当ての内容及びその算定根拠】

（1）株式移転比率

（訂正前）

| 会社名 | 徳島銀行 | 香川銀行 |
|--------|------|------|
| 株式移転比率 | 1 | 1 |

（注1）徳島銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、香川銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転により、徳島銀行又は香川銀行の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議のうえ、変更することがあります。また、当社の普通株式の単元株式数は、100株といたします。

（注2）当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 152,880,726株

上記数値は、徳島銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数（77,403,870株）及び香川銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数（79,810,343株）に基づいて算出しております。但し、両行は本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数（225,169株）、香川銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数（4,108,318株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合や香川銀行の発行する新株予約権が行使された場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

(訂正後)

| 会社名 | 徳島銀行 | 香川銀行 |
|--------|------|------|
| 株式移転比率 | 1 | 1 |

(注1) 徳島銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、香川銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転により、徳島銀行又は香川銀行の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両行協議のうえ、変更することがあります。また、当社の普通株式の単元株式数は、100株といたします。

(注2) 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式 152,880,726株

上記数値は、徳島銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数（77,403,870株）及び香川銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数（79,810,343株）に基づいて算出しております。但し、両行は本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数（225,169株）、香川銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数（4,108,318株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

(訂正前)

香川銀行は、平成17年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権10個について本
株式移転効力発生日の前日までに自ら取得のうえ消却する予定であります。

なお、香川銀行は、本届出書提出日現在において新株予約権付社債を発行しておらず、徳島銀行は、本届出書
提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(訂正後)

香川銀行は、平成17年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権10個について平
成22年1月19日開催の取締役会において取得及び消却を決議し、平成22年2月4日付で当該新株予約権を消
却しております。

なお、香川銀行は、本届出書提出日現在において新株予約権付社債を発行しておらず、徳島銀行は、本届出書
提出日現在において、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの業績等の概要については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの業績等の概要については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

2【生産、受注及び販売の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの生産、受注及び販売の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの生産、受注及び販売の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

5【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの経営上の重要な契約等については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。なお、本株式移転計画、本株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの経営上の重要な契約等については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。なお、本株式移転計画、本株式移転の目的、条件等については、前記「第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報 第1 組織再編成（公開買付け）の概要」をご参照下さい。

6【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの研究開発活動については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの研究開発活動については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの財政状態及び経営成績の分析については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの財政状態及び経営成績の分析については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

2【主要な設備の状況】

（2）連結子会社

（訂正前）

当社の完全子会社となる両行それぞれの主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社の完全子会社となる両行それぞれの主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

3【設備の新設、除却等の計画】

（2）連結子会社

（訂正前）

当社の完全子会社となる両行それぞれの設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社の完全子会社となる両行それぞれの設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---------------------------------|--------------------------------|---|
| 普通株式 | 152,880,726 (注1)(注2) (注3) | 東京証券取引所 市場第一部 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注4) |
| 計 | 152,880,726 | - | - |

(注1) 徳島銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(77,403,870株)及び香川銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(79,810,343株)に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(225,169株)、香川銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(4,108,318株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合、や香川銀行の発行する新株予約権が行使された場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成21年9月14日に開催された両行それぞれの取締役会の決議(株式移転計画の承認及び臨時株主総会への付議)及び平成21年11月25日に開催予定の両行それぞれの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(注3) 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

(注4) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

| 種類 | 発行数(株) | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|------|---------------------------------|----------------------------|---|
| 普通株式 | 152,880,726 (注1)(注2) (注3) | 東京証券取引所 市場第一部 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。(注4) |
| 計 | 152,880,726 | - | - |

(注1) 徳島銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(77,403,870株)及び香川銀行の平成21年3月31日現在における発行済株式総数(79,810,343株)に基づいて算出しております。但し、両行は、本株式移転効力発生日の前日までに、保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、徳島銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(225,169株)、香川銀行の平成21年3月31日現在における自己株式数(4,108,318株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当社の設立までに、両行それぞれが自己株式を消却した場合は、当社が交付する上記新株式数は変動することがあります。

(注2) 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、平成21年9月14日に開催された両行それぞれの取締役会の決議(株式移転計画の承認及び臨時株主総会への付議)及び平成21年11月25日に開催予定の両行それぞれの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う本株式移転に伴い発行する予定であります。

(注3) 両行は、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定であります。

(注4) 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの経理の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日及び同年11月20日提出、香川銀行については同年8月7日及び同年11月20日提出）をご参照下さい。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる両行それぞれの経理の状況については、両行の有価証券報告書（徳島銀行については平成21年6月26日提出、香川銀行については同年6月29日提出）及び四半期報告書（徳島銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出、香川銀行については平成21年8月7日、同年11月20日及び平成22年2月5日提出）をご参照下さい。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

(徳島銀行)

事業年度 第117期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）平成21年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第117期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）平成21年11月20日関東財務局長に提出。

(香川銀行)

事業年度 第104期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）平成21年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第104期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）平成21年11月20日関東財務局長に提出。

(訂正後)

(徳島銀行)

事業年度 第117期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）平成21年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第117期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）平成21年11月20日関東財務局長に提出。

事業年度 第117期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）平成22年2月5日関東財務局長に提出。

(香川銀行)

事業年度 第104期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）平成21年8月7日関東財務局長に提出。

事業年度 第104期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）平成21年11月20日関東財務局長に提出。

事業年度 第104期第3四半期（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）平成22年2月5日関東財務局長に提出。